

東広島市農業委員会令和7年10月（第10回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年10月29日（水）午前10時00分から午前11時14分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 20人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 育	2	久保 伸司	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	13	財満 俊子	14	仲伏 英雄
16	大月 靖規	17	土井 浩文	18	在間 輝昭
19	古本 啓之	20	橘川 一則	22	高木 昭夫
23	高橋 久雄	24	住井 正美		

- 4 欠席委員 4名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	12	木原 省五	15	高尾 昭臣
21	小倉 亜紗美				

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 22番 高木 昭夫 委員 23番 高橋 久雄 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第51号 地域計画変更（案）に対する意見決定について

議案第52号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

報告第40号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第41号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第42号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第43号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	小 田 英 司
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司
河内支所産業建設課産業振興係主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課 扱い手支援係主事	高 田 純 司
----------------------	---------

議 長	それでは、これより10月総会を開会いたします。 これからは、着席の上、議事進行を行います。 在任委員数24人中20名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しております。会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、22番高木委員、23番高橋委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。 会期は、令和7年10月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和7年10月29日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第51号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
高 田 主 事	私からは、総会議案第51号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」をご説明いたします。 このたび、地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。

高田主事	<p>変更の目的と件数について、西条・龍王・東西条地区では農業振興地域農用地区域からの除外に向けた変更が1件、農地転用の申請に向けた変更が1件、寺西・御園宇・三ツ城地区では農業振興地域農用地区域からの除外に向けた変更が2件、農地転用の申請に向けた変更が2件、郷田地区では農地転用の申請に向けた変更が3件、中黒瀬・下黒瀬地区では将来の地域内の農業を担う者に位置づけるために変更が1件、乃美別府地区では農業振興地域農用地区域からの除外に向けた変更が1件、農地転用の申請に向けた変更が1件でした。</p> <p>地域計画に反映させた内容については、地域計画変更（案）についてに記載のとおり、西条・龍王・東西条地区の経営体の面積は、これについては変更が400.01m²だったため、地域計画上の経営面積に変更はありませんでした。寺西・御園宇・三ツ城地区については、経営体が1件減少し、経営面積は124.7haから124.3haに変更になっております。郷田地区については、経営面積が162.6haから162haに変更になっています。中黒瀬・下黒瀬地区については、経営体が1件増加し、149.9haから150.2haに変更になっています。乃美別府地区については、142.1haから142haに変更になっております。</p> <p>地域計画の変更の今後の流れとしては、11月中には変更の公告を行う予定でございます。</p> <p>説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたら発言をお願いします。</p> <p>その他、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
住井委員	<p>何でこんなことをするのでしょうか。職員だけで済ませられないのでしょうか。総会に上程しなければいけないのでしょうか。地域の農業委員だけの承認だけでよいのではないのでしょうか。絶対出さなければいけないのでしょうか。</p>
高田主事	<p>地域計画のものについては農業委員会の意見聴取ということで諮るように決められておりますので、毎回出させていただいております。申し訳ないですけど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ほかにありませんか。</p> <p>＜なし＞</p>
議長	<p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第51号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>＜全員挙手＞</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第51号については、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第52号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。</p> <p>本案も、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>
高田主事	<p>それでは、続いて議案第52号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」をご説明いたします。</p> <p>本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>なお、本案件は承認ではなくご意見をお伺いするものであり、いただいた意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。</p> <p>それでは、議案の内容を説明させていただきます。</p> <p>このたびの通常の利用権設定については、貸手と借手を合わせて99件となっており、505,251m²に対して利用権を設定するものでございます。</p>

高田主事	議案に係る説明は以上です。よろしくお願ひいたします。
議長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。 ご質問、ご意見はございませんか。
	<なし>
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第52号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	<全員挙手>
議長	全員賛成ですので、議案第52号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。 農林水産課の方は、ありがとうございました。退席をお願いします。
	<高田主事、退室>
議長	次に、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査	それでは、総会議案の3ページをご覧ください。 議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今日は19件の申請がありました。申請地の田、畠別の筆数、面積の内訳につきましては、8ページに記載のとおりでございます。 それでは、申請番号189-1から191-3は譲受人が同一であり、関連しますので、一括してご説明させていただきます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続いて、192-4でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、193-5でございます。 自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、194-6でございます。 耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。 続きまして、195-7でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、196-8でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、197-9でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。 続きまして、198-10でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も確保されております。 続きまして、199-11でございます。 経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。

豊 田 主 査	<p>続きまして、200-12でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定となっております。申請地では、季節野菜を作付する計画でございます。</p> <p>続きまして、201-13でございます。</p> <p>耕作者へ譲渡のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、202-14でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございます。受人宅に隣接する農地にて譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、203-15でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、204-16でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。受人の親族に当たる渡人より譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、205-17でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、206-18でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、207-19でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、19件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
住 井 委 員	24番住井です。 皆、農機具とか機械があると言っているが、機械の写真を撮ってくれないと、本当にあるかどうかわからないですよね。こうやって見て農機具はありますといつても、本当にあるのか適当に書いて出していたら分からないので、実際に持っている写真を撮って、こういうのを持っておりますというのをここで映してくれないと。このままでいたらそのぐらいしないとこのままだとだんだん酷くなりますよ。農業委員会、何をしていたのかと怒られますよ。
松下局長補佐	確認の方法については、検討させていただきたいと思います。
議 長	ほかにはございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第53号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第53号については、許可することに決定をいたします。

議長	次に、議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	<p>議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第54号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>今月は2件の申請がございました。</p> <p>申請番号14-1でございます。</p> <p>●●における広場への転用事案でございます。申請地は、●●の北約550mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、団地の公園広場にするため、転用許可申請をされたものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済でございます。なお、団地の開発許可の転用につきましては、後ほど5条のほうで説明をさせていただきます。</p> <p>続きまして、申請番号15-2でございます。</p> <p>●●における一時転用事案（農地改良）でございます。申請地は、●●の北約1.2kmに位置する農用地区域内農地及び第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地をブルーベリーの畠として利用するため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行令第4条第1項第1号イに規定する仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、不許可の例外に該当するものでございます。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。</p> <p>なお、申請番号15-2の転用につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされておりますので、意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明等があればお願いをいたします。</p>
	<なし>
議長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
高木委員	次の5条のところにも同じ地番で同じ方の申請が出ておりますが、関係性について伺いたいです。
松下局長補佐	こちらにつきましては、5条で宅地への転用、個別住宅等の転用がございます。農地の一部につきまして4条でその団地の公園の転用申請をされたものでございます
高木委員	ちょっとよく分からぬのですけど、4条と5条が1514-2、356m ² 、全く同じものが1515-2、1,241m ² 、同じものが両方、4条と5条にあるというのが私の理解の範疇を超えていいるのですけども。
松下局長補佐	4条の括弧書きの部分が転用部分になっており、この地番の一部の転用ということになっておりますので、同じ地番ということでございます。
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかには質問はないでしょうか</p>
	<なし>
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第54号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<全員挙手>

議長	<p>全員賛成ですので、議案第54号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
小田主査	<p>それでは、総会議案の11ページをご覧ください。</p> <p>議案第55号について説明いたします。</p> <p>今月は15件の申請がありました。申請地の田、畠等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の16ページをご覧ください。</p> <p>それでは、182-1について説明いたします。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、不動産の売買、仲介及び管理業務等を営む会社です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、建て売り住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、183-2について説明いたします。</p> <p>共同住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●にお住まいの方です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。このたび、共同住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、184-3について説明いたします。</p> <p>建築条件付売買予定地への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、建設工事の請負施行及び設計監理等を営む会社です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。このたび、建築条件付売買予定地とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、185-4について説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、太陽光による発電事業等を営む会社です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。このたび、●●を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、186-5について説明いたします。</p> <p>農業用倉庫及び資材置場への転用事案です。受人は、●●に事務所を置く農事組合法人です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、法人の農業用倉庫及び資材置場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、187-6について説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、土木一式工事の設計及び監理等を営む会社です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。このたび、会社の資材置場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、188-7について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、学校教育を行うことを目的とし、併せて収益事業として不動産賃貸業を行う法人です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、法人が所有するグラウンドを各種学校のスポーツ大会等に貸し出すこととなり、利用者の駐車場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、189-8について説明いたします。</p> <p>専用住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●において借家にお住まいの方です。申請地は、●●の北東に位置する第1種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、190-9から194-13は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農</p>

小田主査	<p>地です。受人は、●●に本店を置き、宅地建物取引業等を営む会社です。このたび、建て売り住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。本案件は、令和4年11月総会でご審議いただきましたが、面積を変更するため、●年●月●日付で申請の取下願が提出され、このたび改めて申請されたものでございます。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済です。</p> <p>続いて、195-14について説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、太陽光による発電事業等を営む会社です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、196-15について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、病院の経営等を営む法人です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。このたび、事業拡大に伴う職員駐車場として転用しようとするものでございます。また、農振農用地からは除外見込みとなっております。</p> <p>以上、説明しました15件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、転用する農地の面積が30aを超える案件や第1種農地の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配布した一覧表のうち、189-8から194-13を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんより必要があれば補足説明等をお願いします。</p>
	<なし>
議長	<p>ないようですので、本案は、本日配付しております資料1の議案第55号関係の欄にありますように大月委員が関係者となっており、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。関係者分を先に審議することといたしますので、大月委員におかれましては、審議の間、退席をお願いします。</p>
	<大月靖規委員、退室>
議長	<p>それでは、議案第55号の事案のうち、関係者分についてご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>
	<なし>
議長	<p>ないということですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第55号の事案のうち、関係者分について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<全員挙手>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第55号の事案のうち、関係者分については、許可することに採決いたします。</p> <p>それでは、関係委員の方はお入りください。</p>
	<大月靖規委員、入室>
議長	<p>続きまして、議案第55号の事案のうち、先ほど許可決定した事案以外についてご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
高木委員	<p>すみません。ちょっと185-4の写真を出して下さい。</p> <p>この写真を見ても分かるように、裏が急傾斜の山ですね。前は●●ですね、暴れ川だと思います。これらはいわゆるレッドゾーンには入っていないのでしょうか。</p>
小田主査	<p>先ほどの高木委員の質問の件ですけれども、農業委員会で審査するときに出していただくものが被害防除措置計画書ということになっておりまして、その中でレッドゾーンに該当するかというところの確認事項がございませんので、具体的に確認はしておりません。</p>
高木委員	<p>●●が直営でやる太陽光発電は、レッドゾーン、イエローゾーンは設置が不可となっております。万一のときに、太陽光というのは被害が及びますよね。発電を止めるわけにいかないので、非常に危険な施設に早変わりすると。しかも、この川が物凄い急流のように見</p>

高木委員	えます。手前の下側の平地部からいきなり狭くなつて、川幅が両側から山が迫つてゐるといふところで、非常に危険な場所だと思います。こういうところへ太陽光を設置するということは、私は中電さん辺りに聞いてみてもらつたらいいと思いますが、やるべきではないというふうに思います。
住井委員	24番住井です。 ●●は●●でも太陽光を設置してほったらかしですよね。そして、他の会社があのあたりへ●●のほうから見て、買いに来ているというという話です。この会社は造つてすぐよそへ売つてゐるのではないか。造つた後自分の会社で管理していないのだろうと思います。●●でも造つてはいますが、●●が太陽光を設置した所は草ぼうぼうです。
小田主査	ご意見ありがとうございます。●●についてですが、全て確認しているわけではありませんが、前年度等設置されたところについてはまだ売渡しをしたりということではなくて、草刈り等をして管理されていることは、一部ではありますが確認しております。
議長	いいですか。 ほかにはございませんか。
高橋委員	●●の太陽光ですね。西日本豪雨のときにあの辺が崩れて土砂災害がありました。その後、多分治山工事が入つてゐると思いますので、ある程度は大丈夫だと思います。正確なところはちょっと分かりませんが。
議長	ありがとうございました。 ほかにはないですか。
高木委員	今、防災マップを見たら、確実にレッドゾーンに入つていますよ。これ、非常に危険だと、私は判断します。 以上です。
小田主査	すみません。イエローゾーンに入つてゐるか、レッドゾーンに入つてゐるか、ちょっとすぐに確認できませんので、また確認させていただきたいと思います。
議長	ほかにはございませんか。 <なし>
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第55号の事案のうち、関係者分以外について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
古川委員	今、結局どういうことになったのでしょうか。もう一回調べてまた審議にかけるということですか。
柏尾委員	9番柏尾です。 今、古川委員がおっしゃつたとおり、私も全く同意見です。異議が提案をされてふさわしくないのではないかという意見が出てゐるのですから、事務局としてはしかるべき現地を確認していただき何なりそういう手続を取つていただいた後に改めて提案をしていただいて、許可するのであれば許可をすればいいですし、全く高木委員がおっしゃるとおりこれは不適切であるということになれば許可をしないと、そういう判断をしていただくのが正しいのではないかと思います。
議長	暫時休憩をいたします。 <休憩> <再開>
議長	再開をします。 お待たせをいたしました。
議長	議案第55号については分離して採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。
議長	<異議なし>
議長	それでは、議案第55号については分離して採決することとします。なお、分離する議案は申請番号の185-4について分離して採決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

	< 異議なし >
議長	それでは、議案第55号の事案の185-4、関係者分以外について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第55号の事案のうち185-4、関係者分以外について、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定をいたします。 次に、議案第55号の事案のうち、先ほど分離採決した事案以外について、内容確認をするため継続とさせていただきます。いいですか、継続。よろしくお願いします。 次に続きまして、日程第4の報告に入ります。 報告事項について、事案の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第40号から報告第43号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第40号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は5件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 4ページをお願いいたします。 報告第41号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 5ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第42号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。 7ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は23件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 11ページをお願いいたします。 報告第43号「農地転用（農業用施設）届出の受理について」でございます。 12ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。
議長	報告が終わりました。 次に、日程第5のその他に入ります。 何かありましたらお願いします。
古川委員	7番古川です。 先日、25日に高刈りといいまして、草の高刈りの研修に行ってまいりました。高刈りですが、鳥の鷹ではなくて、いかに草を高く刈ったら影響がどのくらいあるかというのを視察に行ってみようとなりまして、女性部で伺いました。女性部から5名と、それから会長と事務局の方からは、事務局長と定井さんと合原さんの3人で、事務局の方が運転する車に乗せて頂いて行つきました。お昼も食べましたし、いい研修だったと思います。それ

古川委員	は自腹ですけど。夫婦で経営していらっしゃって、若い方ですけれど、丁寧に教えていただいて、視察のほうも小雨がちょっと降った中で見学させて頂きましたけど、高刈りをしますと、草が伸びてくるのが違ってくるんですね。特に稻系の草は伸びが悪いそうで、低い草が茂ってきてあまり草刈りしなくともいいんだそうです。だけど、ちょうど見に行つたら祭りがあったので、祭りがあるために近くの人が皆、ある程度刈っていたのをまたきれいに刈っておられたので、よく分からなかったんですけど、参考にしてやってみる価値はあるなと行って帰りました。今後まだ草刈りがありますので、頑張ってやろうと思います。
	以上です。ありがとうございました。
議長	ありがとうございました。
高木委員	●●年●月●日に工事着手され、農業委員会の許可を得て着手されました●●の一時転用について、何点か確認をしたいと思います。 地権者の方が、農地所有者が4名いらっしゃいますが、私の調べた範囲では3名の方は既に廃業をしておられます。お一人だけ乳牛を飼っておられたんですが、それもやめて肉牛を数頭飼っておられるということあります。この一時転用については、牧草地に戻すという計画で農業委員会の許可申請が出されて、土砂が、残土処分場として一時転用という、不思議ですが、やられております。数日前に行ってみると、ほぼ工事が終わりそうです。土砂がもう予定の高さにほぼ達しております、実際の許可期間は●●年●月●日までありますが、現に工事が完了しそうあります。したがって、この営農をどなたがどの程度のことやられるための一時転用だったのか確認をいただきたいと思います。それから、今後の営農計画、そして地形が全く変わっておりますので、元の敷地をもらっても牧草地としては機能しないということですから、いわゆる換地処分をしないとこの一時転用の機能は発揮しないというふうに思います。この点について。そして、許可期間が●年までありますが、現に工事が、埋立てが終了した場合は直ちに完了検査を実施すべきだというふうに思いますが、農業委員会としてどのような対応をされるのかお伺いをいたします。
木村局長	今、高木委員からいただいたご質問に対する回答ですけども、まずは今現在工事中であるというところで、当初出された営農計画等につきまして年数もたっていることから、状況も変わっているということがございます。これにつきましては、また完成等に向けてこちらのほうも適切な時期に内容については確認をしてまいりたいと思っております。
高木委員	業者は完了届を出さないんですよね。そのために長い期間の許可を取っております。完了検査に来ないということを見込んで、そのままほったらかしにされているところがたくさんあります。そういうことが許されてきたというのがこういう事案を生んだのだろうというふうに思います。一度、一時転用で許可した案件の全てについて完了届が出ていない案件について、事務局として確認をしていただきたいと思います。そうしないとやり逃げしているところがいっぱいあるというふうに聞いております。確認をしたわけではありませんが、ある人から聞くと完了検査を受けないためにわざと長期間の許可を取っておりますと聞いています。さっき言った一時転用で完了届が出ていないものの調査と、それから今言っております●●についてどのような形で完了検査を行うのかお知らせをいただきたいと思います。
木村局長	また先ほどの件ですけども、●●含めてそれ以外にも、転用後も完了届を出さずにいるという状況、またこちらにつきましては実態等をまた確認して、検討させていただきたいと思っております。
高木委員	22番高木ですが、こういう案件を放っておくことによって、次々と同じ手口でやられられます。農業委員会ではないのですが、同じ業者が●●のほうで林地開発をしておりますが、全く後始末もせずに事業を閉鎖していると思っていましたら、確認したら、次の計画があるということで完了届を出さないですね。完了届が出ないと行政として手が出せないとおっしゃっていますが、下流にお住まいの住民の方の安全、平和に暮らす権利を侵害していると私は思います。業者が出すまでは検査ができないということではないと思

高木委員	いますので、グーグルマップなどで見ても大体のことは分かると思うのですが、実際に埋立てが終わっているというふうに確認できたら、強制的に完了検査をするべきだと思います。その点について、局長、どう思われますか。
木村局長	完了に係る確認ですね。例えば相手方の言い分にもよってくると思うですが、それに対して強制的に完了であるという確定をすることの事務が農業委員会としてできるかどうかという。今のところ、高木委員がおっしゃるとおり完了届も出さずそのままやり放しという事案もございます。認識しておりますので、また即答は難しいのですが、内容を検討させて頂きます。
高木委員	そういうことであれば、今後一時転用が出たら、一切皆さん許可しないようにしましょう。終わりが決まらないのだったら、本当に申請どおり工事したかどうかって誰も分からないのですよ。こんないい加減なことで一時転用を許可すると、東広島の農地はぐちゃぐちゃになりますよ。この●●がオーケーだったら、全国どこでもあんなものができるのですから、もうちょっと厳しく、会長、厳しくやっていかないといかんと思いますよ。完了届が出るまで検査しないということであれば、一時転用についてはもう二度と皆さん許可しないようにしましょう。 以上です。
議長	ありがとうございました。 ほかにはないですか。
木村局長	本日、お手元のほうに資料はお配りしておりませんが、令和7年度の視察研修につきまして皆様にお知らせをさせていただきます。 まず、日程についてですけども、令和8年1月27日火曜日、視察先につきましては宇部市を予定しております。これは今年の2月に予定していましたが、天候の件で中止になったところでございます。視察後に併せて新年会を予定しております。また、来月以降、正式にご案内をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 私からは以上でございます。
議長	ほかにはないようですので、委員の皆様には長時間にわたりご審議、誠にご苦労さまでした。 次回の総会について報告をいたします。 次回は、11月総会は11月26日水曜日の午後2時からくらら2階研修室で予定しておりますので、ご出席をお願いします。場所が市役所でないということでありますので、お間違いないようによろしくお願ひします。また、議案発送のときにはその旨を記載して印刷します。ありがとうございました。 それでは、以上で10月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長

議事録署名者 委員

議事録署名者 委員

議長(会長) 22番 高木 昭夫 委員 23番 高橋 久雄 委員